

**海老名市立障がい者地域活動センター  
生活介護事業所運営業務**

**仕様書**

**令和8年4月**

**海老名市**

# 海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運營業務 仕様書

## 1 趣旨

海老名市立障がい者地域活動センター（以下「センター」という。）で実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護事業（以下「生活介護事業」という。）の受注者が行う業務の内容及びその範囲は、本仕様書に定めるものとする。

## 2 委託業務の目的・基本的な考え方

障がい者が地域での自立した生活が送れるよう支援することを目的とした、在宅の重度障がい者等の支援に重点を置いた事業を実施すること。

なお、委託業務実施に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 原則、在宅の常時介護を必要とする障がい者に対し、送迎・給食提供・理学療法士等による機能回復訓練・入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は社会参加の機会等を提供することで、生活の助長、健康の保持等を図るとともに、その介護家族を援助するという方針に基づき事業を実施すること。
- (2) 地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。

## 3 実施場所

海老名市社家二丁目 16 番 25 号

## 4 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

## 5 事業実施時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時 45 分までとする。（送迎時間は含まない。）ただし、やむを得ない事情等により支援の必要性が生じた場合には当該事業実施時間の前後でもサービス提供を行うこと。

## 6 休業日

休業日は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

## 7 法令等の遵守

生活介護事業の運営に当たっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守しなければならない。

また、海老名市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に準じた運営を行うこと。

## 8 委託業務内容

No.	業務種別	事業内容	定員等
1	日中活動	生活介護事業 ・ケア部門 （身体・知的・精神障がい） ・重度自閉症部門 ・重症心身障がい部門	30名 10名 10名
2	給食業務	利用者への昼食等の提供（委託可能）	必要となる利用者分
3	市の所管する障がい福祉施設並びに他の障がい福祉事業所との連携	海老名市立児童発達支援センター、海老名市立障害者第一・第二デイサービスセンター、障害者支援センターあきば、センター内で実施する他事業の運営事業所等との連携	
4	職員研修	適切な生活介護事業実施に必要な職員のスキルアップ研修	
5	地域交流	地域住民等との交流イベントの実施	
6	福祉避難所	生活介護事業利用者で施設に滞留する者の支援	
7	照会・調査	海老名市等からの照会、調査等に関する回答、報告	
8	その他	生活介護事業等の実施に関して市長が必要と認める業務	

なお、詳細は次のとおり

### （１）日中活動

ア 生活介護事業を実施すること。なお、事業実施にあたっては、障がいの特性を考慮し、個別支援計画の作成、入浴支援、食事・排泄の介護、理学療法士等による機能回復訓練、創作的活動、屋外活動、生産活動、健康管理、送迎、利用者または家族に対する助言、給食提供、その他必要な支援を行うこと。

また、人員等の配置は、総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準以上を配置すること。

なお、当支援に伴う市単独加算は別紙（３）のとおり。

イ 生活介護事業の利用者の送迎を行うこと。

詳細は別紙（１）のとおり。

### （２）給食業務

ア 開館日における昼食は、原則として施設内の厨房で調理し、利用者に提供すること。

なお、厨房の運営及び昼食の提供は第三者に委託を行っても良いこととする。

イ きざみ食やペースト食等、利用者の状況・特性を踏まえた食事の提供並びに適切な栄養管理を行うこと。

詳細は別紙（２）のとおり

- （３）市の所管する障がい福祉施設並びに他の障がい福祉事業所との連携  
海老名市立わかば会館、海老名市立障害者第一・第二デイサービスセンター、障害者支援センターあきば等と連携し業務を行うこと。  
また、市内の障がい福祉サービスを提供する事業所とも連携すること。
- （４）地域交流  
生活介護事業の実施を通じて、地域交流を積極的に行うこと。
- （５）福祉避難所  
生活介護事業利用者で施設に滞留する者の支援を行うこと。
- （６）その他  
事業の実施に関して市長が必要と認める業務

## 9 利用者の範囲

センターでの生活介護事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、原則として市に住民登録を有する者とする。

- （１）障害者総合支援法第 19 条第 1 項の規定に基づき、市から支給決定を受けた者
- （２）身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定により市に措置された者
- （３）その他市長が特に必要と認める者

## 10 受注者の収入

- （１）生活介護事業の給付費の額は障害者総合支援法第 29 条第 3 項に規定する額を基準として、受注者が市長の承認を得て定める額とし、その給付費の額と障害者総合支援法第 29 条第 3 項による利用者自己負担額は受注者の収入とする。
- （２）障害者総合支援法第 29 条第 3 項及び第 4 項に規定する額が改定された場合は、給付費の額を見直すことができるものとする。
- （３）市単独加算額については、毎年、生活介護事業の運営状況を精査したうえで、協議するものとする。

## 11 評価及び検査に関すること

- （１）年度ごとに、事業の運営状況に係る自己評価を行い、自己評価報告書を海老名市に提出すること。また、海老名市は、その評価内容を公表できるものとする。
- （２）運営状況について、海老名市が評価に係る実地調査及び協議を求めた場合は、応じなければならない。
- （３）海老名市から運営状況の改善を求められた場合は、速やかに改善を行い、その内容について、海老名市へ報告を行うこと。
- （４）毎月、事業運営の状況報告、利用状況等について、海老名市に書面にて報告を行うこと。（必要に応じて対面で行う。）  
なお、当報告については、翌月末までに海老名市長に提出するもの

とする。

(5) 福祉サービス第三者評価を3年に一度を目安に受審すること。

## 12 事業報告並びに収支報告

年度終了後30日以内に事業報告書並びに収支決算書を海老名市長に提出するものとする。

## 13 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 本生活介護事業は、海老名市が公共施設で実施する事業であることを念頭において、特定の者等に有利あるいは不利になるような運営はせず、公平な運営を行うこと。
- (2) 運営に係る各種規定、要領等を作成する場合は、海老名市と協議を行うこと。
- (3) 施設の使用・管理に関する事項
  - ア 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して利用者及び職員の安全確保を図るとともに、財産の保全に努めること。
  - イ 衛生管理に十分留意し、感染症や食中毒の防止等に努めるとともに、利用者が常に快適な利用ができる状態の保全に努めること。
  - ウ 災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、利用者の緊急時の連絡先等をあらかじめ海老名市に報告するとともに、消防計画に基づき、避難、救出その他必要な訓練を定期的の実施すること。
  - エ 施設に設置されている設備、備品等を適切に管理、使用するとともに、不具合等が生じた場合には、速やかに海老名市に報告すること。
- (4) 個人情報の保護に関する事項
  - ア 個人情報の取扱いについて、法令等を遵守し、厳重に取り扱うものとし、個人情報の紛失、漏えいがないよう十分配慮すること。  
万が一、個人情報の紛失、漏えいがあった場合には速やかに海老名市に報告し、海老名市からの指示に基づいて対応すること。
  - イ 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。業務終了後も同様とする。
  - ウ 個人情報に関する書類及び電子データ等の管理については、受託者は、海老名市の確認を得た上で事務所内に適切な保管場所を定め、個人情報の漏えい等がないよう細心の注意を払うこと。
  - エ 上記ア、イ及びウに規定する個人情報の保護に関する事項について、従事する全職員がその趣旨を理解し、遺漏なく実行できる体制を確立すること。そのために研修計画を作成の上、研修を定期的の実施すること。
- (5) サービスに関すること
  - ア 利用者及び家族等の意見も聞きながら、利用者本位のサービス提供を行うこと。また、意思表示が困難な利用者に対しても、その意思をくみ取るよう努めること。

- イ 利用者及び家族等の意見等も聞きながら、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
  - ウ 利用者の家族等に対して、連絡ノート等で利用者の様子等を知らせるとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努め、利用者の家族等と連携しながら、必要があれば援助等を行うこと。
  - エ 定期的に職員会議を実施し、利用者の個別支援計画に基づき支援内容の点検や運営課題等の話し合いを行い、職員間で情報共有を図りながらサービス提供を行うこと。
  - オ 国、県、市及びその他関係機関が実施する研修等に参加し、支援の質の向上に努め、多様なニーズへの対応等を行うこと。
- (6) 身体拘束の禁止  
身体拘束等の適正化のための対策を検討し、全職員に周知徹底すること。
- (7) 権利擁護、虐待防止の取組み  
虐待の発生又はその発生を防止するため、必要な対策を講じること。  
ア 虐待防止のための対策を検討し、全職員に周知徹底すること。  
イ 虐待防止のための研修を定期的実施するなど、必要な措置を取ること。(風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット・人権擁護等を含む)  
ウ 障がい者への偏見や差別の解消への取組みを実施すること。  
エ 上記の対応を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (8) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組み  
感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、適切な対策を講じること。  
ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討し、全職員に周知徹底を図ること。  
イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  
ウ 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (9) 業務継続計画  
ア 感染症、災害発生時等において、利用者へのサービスの提供を継続するために業務継続計画を策定するとともに、当該計画に基づいて、全職員に周知するなど必要な対応をすること。  
イ 全職員に業務継続計画について周知徹底し、実施できるように必要な研修及び訓練を実施すること。  
ウ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと。
- (10) リスクマネジメントに関する事項  
ア ヒヤリ・ハット事例の収集・活用  
定期的に職場内研修を実施するとともに、職員同士の話し合いを行い、現場の知恵や意見を活用すること。  
イ 苦情解決への取組み  
組織として誠意ある対応を行うとともに、職員間で情報を共有し、防止策を講じること。

ウ 取組みの周知徹底  
職員会議や研修の実施、事故防止月間を設ける等、全体で取り組むこと。

エ 事故報告書等の提出

事故が発生した際には、速やかに海老名市に報告すること。また、事故やヒヤリ・ハット事案の発生に伴う事故報告書等は、毎日、報告を要する業務日誌と合わせて提出すること。

(11) 職員の健康管理等

定期健康診断等で職員の健康状況を把握し、健康増進及び清潔保持に努めること。

(12) 大規模災害等の発生時の対応

大規模災害等の発生時で、利用者の安全確保等の理由により、開設時間の短縮及び休所を判断することがある。

利用者との契約の際にサービス提供ができなくなる可能性について、十分に説明を行うこと。

(13) その他

賠償責任保険等に参加し、リスク対策を万全に行うこと。

## 14 引継ぎ業務

(1) 本事業の受託に際し、現運営事業所から利用者の特性や利用者家族の支援に係る意向等について、十分な引継ぎを受けること。

また、引継ぎを受けるにあたっては、現在の事業実施場所である海老名市立わかば会館において、必要な日数、実際の支援の様子等を確認すること。

なお、当該引継ぎに係る一切の費用は、受注者の負担とする。

(2) 委託期間終了後、次の受注者に対し、上記「8 委託業務内容」及び「13 業務を実施するに当たっての注意事項」に規定する各項目に加えて、利用者の特性及び家族の意向等にも十分配慮しながら引継ぎを行うこと。

## 15 施設及び物品の管理等

海老名市の所有に属する備品その他の物品については、本委託事業の範囲内において受注者の利用に供するものとする。また、貸付を受けた物品については、適切に管理すること。毀損等が発生した際には、速やかに海老名市に報告すること。

## 16 経費の負担区分

項目	海老名市又は施設管理者が負担するもの	受注者が負担するもの
建物	すべて（躯体、内外壁等）	なし
設備	すべて（空調、電気等）	なし
備品等の購入	なし（別紙一覧の備品はあらかじめ市で用意する）	事業実施に必要な備品
備品等の修繕	なし	事業等で使用する備品の修繕に係る費用 ※海老名市で用意した備品についても同様
送迎車両	なし	希望する利用者に対し、送迎を行うことができる車両
車両に係る経費	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の運行に係る燃料費等の経費</li> <li>・車両等の維持、保全及び申請等に係る必要な経費等</li> </ul>
事業運営に要する費用	光熱水費	海老名市又は施設管理者負担部分以外の事業運営に要するすべての経費（通信費、印刷製本費、電話料、入浴設備保守料 等）
施設維持のための経費	すべて（警備、消防設備、空調機器の保守点検、清掃、害虫駆除（厨房含む）等）	なし
ごみの処分費	なし	委託事業で排出されたものの処分費

## 17 施設の保険

原因が受注者に起因する事故等の場合は、その修繕費等を受注者に求める場合がある。そのため、受注者が保険等に加入することは妨げないものとする。

## 18 備品等の扱い

- (1) 受注者は、海老名市があらかじめ用意する備品（以下「第Ⅰ種備品」という。）（海老名市財産規則（昭和41年規則第1号）第27条第1項第1号に規定するものをいい、同条第2項各号に規定するものを除く。以下同じ。）を記載した備品管理簿と現物の照合を行い、その結果について、照合後速やかに海老名市に報告するものとする。その他毎年度末を目途に照合確認を行い市に報告する。
- (2) 受注者は、委託期間中、第Ⅰ種備品を常に良好な状態に保つものとする。
- (3) 第Ⅰ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、受注者は、海老名市との協議により、必要に応じて受注者の費用により修繕しなければならない。ただし、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、受注者は、海老名市との協議により、必要に応じて、当該備品を破棄することができる。この場合、受注者は、海老名市との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。
- (4) 上記により購入又は調達した備品等について、海老名市に所有権を移転するとともに、第Ⅰ種備品として管理するものとする。ただし、海老名市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、第Ⅰ種備品の毀損や亡失などが発覚した場合には、速やかに海老名市に報告するものとする。
- (6) 受注者は、故意又は過失により第Ⅰ種備品等を破損滅失したときは、海老名市との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。
- (7) 受注者は、本業務の実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。
- (8) 受注者は、自己の費用で購入又は調達した備品等（以下「第Ⅱ種備品」という。）を「備品管理簿」に記載し、それらの備品には標識（ラベル、シール等）を貼付し、第Ⅰ種備品と明確に区別して管理しなければならない。
- (9) 第Ⅱ種備品が経年劣化等により本事業実施の用に供することができなくなった場合、受注者は、自己の費用により当該備品等を修繕、購入又は調達するものとする。
- (10) 第Ⅱ種備品は、受注者に帰属するものとする。ただし、海老名市との協議により、海老名市に所有権を移転することを妨げない。
- (11) 受注者は本業務の実施にあたり、受注者の所有する備品又は受注者のリース等による備品等（以下「第Ⅲ種備品」という。）を持ち込む場合は、それらの備品に標識（ラベル、シール等）を貼付して、帰属先を明らかにするものとする。
- (12) 委託期間の管理が終了したときは、受注者は、会館に持ち込んだ備品等を自己の負担において直ちに撤去するものとする。

## 19 協議事項について

- (1) 海老名市障害者リハビリテーション事業実施要綱に基づき、理学療法士や作業療法士等が障がい者に対してリハビリを実施する「障害者リハビリテーション事業」のセンターでの実施に向けた協議については、別で行うこと。
- (2) 原則として、現在実施している事業は継続するものとするが、変更しようとする場合においては、海老名市と事前に協議し、承認を得なければならない。  
また、その際には利用者及び家族等のニーズ等に配慮することを前提に、変更前の事業と同等以上のサービスとすること。
- (3) 本委託仕様書について、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、受注者と海老名市は協議の上決定する。

## 別紙（１）送迎に関する事項

### 1 送迎業務内容

- (1) 管理車両の運行
- (2) 管理車両の日常点検（運行前点検）
- (3) 管理車両の一般整備及び定期点検整備（車検含む）
- (4) 燃料油脂の給油と購入
- (5) 消耗品の管理と購入
- (6) 備品の管理と購入
- (7) 自動車保険（任意保険）の加入
- (8) 事故処理に関する事項
- (9) 自動車損害賠償責任保険等の加入
- (10) その他前各号に附帯する事項

### 2 車両管理責任者及び車両管理者

- (1) 車両管理責任者及び車両管理者を定めるものとする。
- (2) 車両管理責任者は委託業務を総合的に担当し、車両管理者の指揮監督を行い、業務に関して、海老名市の指示を受けて任に当たるものとする。
- (3) 車両管理責任者及び車両管理者を海老名市に書面をもって通知するものとする。
- (4) 海老名市は、派遣された車両管理責任者及び車両管理者が不相当と認める場合は、その措置について受注者と協議するものとする。
- (5) 車両管理責任者及び車両管理者の指揮監督及び人事等に関しては、一切受注者の責任によるものとする。
- (6) 業務に従事する車両管理責任者及び車両管理者については、当該事業は障がい者等を対象とした福祉事業であるという特質を理解した者とし、責任感旺盛かつ誠実で健康な者を充てるものとする。
- (7) 業務等の実施に当たり、前項の条件を満たす車両管理責任者及び車両管理者を配置するものとする。
- (8) 人事管理上、その他やむを得ない理由により車両管理責任者及び車両管理者の異動交替を行う場合は、事前にその旨を海老名市に通知しなければならない。
- (9) 車両管理責任者及び車両管理者は、この業務が市民に直接に接する業務であることを理解し、接遇には十分注意するとともに、運転については安全かつ慎重を旨として業務にあたるものとする。

### 3 車両運行管理業務

- (1) 送迎車両  
受注者は利用者の人数に合わせて適正台数を確保すること。
- (2) 送迎車両の運行を実施するに当たっては、次のとおり業務を実施しなければならない。
  - ア 車両管理責任者及び車両管理者は、車両の運行前にアルコール検知器により「呼気」のチェックを行うものとする。
  - イ 車両管理責任者及び車両管理者は、利用者の乗降に際しては、安全確保に努め、乗降に伴う介助又は介助の補助を行うものとする。
  - ウ 車両管理責任者及び車両管理者は、事業実施時間内の待機は会館内

にて待機するものとする。

エ 故障、事故等により管理車両に損害が生じたときは、海老名市の業務に支障がないように処置を講じるものとする。

オ やむを得ない理由で管理車両を運行できない場合は、速やかに、海老名市の業務に支障の生じないよう措置を講じるものとする。

#### **4 車両運行管理業務留意事項**

- (1) 車両の運転・管理については、関係法令を遵守するとともに、万全を期し、遺漏なく誠実に実施しなければならない。
- (2) 車両管理責任者及び車両管理者は、管理車両の管理について善良なる注意をもって行い、業務以外の目的に使用してはならない。
- (3) 車両運行管理は始業点検から清掃終了までとし、車両管理責任者及び車両管理者は常に管理車両を清潔に保ち、適正な注油、修理等整備に努めなければならない。
- (4) 車両管理責任者及び車両管理者は、管理車両を業務終了後、直ちに指定の保管場所に格納しなければならない。
- (5) 車両管理責任者及び車両管理者は、管理車両を滅失及び損傷した場合、又は事故等があった場合は、直ちに警察署に届けるほか臨機の処置を取り、速やかに海老名市に連絡し、海老名市の指示を受けなければならない。

## 別紙（２）給食提供に関する事項

### １ 業務内容等

- (１) 給食の提供に当たっては、障がいの状況など心身の状況及び嗜好などの利用者ひとり一人の特性等を十分に考慮するとともに、必要な栄養管理を行い、適切な栄養量及び内容の食事を適切に調理し、提供すること。
- (２) 給食の提供に当たっては、館内で調理したものを提供又は館外で調理された食事をクックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍した食事を再度過熱して提供又はクックサーブにより提供するものとする。なお、出前や市販の弁当等を提供することは、当然に一切認めない。また、運搬手段等については、衛生上適切な措置を施すこと。

### ２ 給食提供における経費の分担

項目	内容	海老名市	受注者
設備・備品及び営繕等経費	給食加熱用調理器具・厨房事務所用備品等及び営繕費用等	○	
光熱水費	給食を加熱する際に必要となる電気、ガス、上下水道料金	○	
冷暖房・空調費		○	
防虫・防鼠費	防虫・防鼠費に要する費用	○	
その他海老名市が認めたもの		○	
残飯処理費			○
電話・ファックス・通信料			○
各種検査費			○
調理設備等の保守点検費			○
消耗品費等	館内で給食提供に伴う洗剤、消耗品等		○
官公庁諸費用	営業許可申請等		○

その他施設・設備に関して発生する費用については、別途協議する。

## 別紙（３）利用者見込み及び市単独加算に関する事項

### １ センターにおける生活介護事業 利用者見込み

年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ケア部門	20 名	25 名	30 名
重度自閉症部門	5 名	7 名	10 名
重症心身障がい部門	5 名	8 名	10 名
合計	30 名	40 名	50 名

### ２ 令和 6 年度わかば会館生活介護事業 自立支援給付費

延べ利用者数	給付金額
3,728 人	64,226,782 円

### ３ ２のうち市単独加算実績（いずれの加算も 1 人につき 1 日 1 回の算定）

No.	加算名称	単位数	件数	実績額
1	海老名市委託事業所加算	90	392 件	3,442,400 円
2	海老名市重心単独加算	640	12 件	768,000 円
3	海老名市重度自閉単独加算	640	48 件	4,243,200 円
4	海老名市入浴加算	1,000	108 件	7,620,000 円
5	海老名市重心併用加算	340	119 件	5,072,800 円
6	海老名市重度自閉併用加算	340	0 件	0 円
7	合計	—	679 件	21,164,000 円

### ４ 令和 7 年度 12 月提供分の実績（自立支援給付費のみ）（利用者数 34 名）

No.	サービスコード略称	単位数	回数	サービス単位数
1	生介食事提供体制加算	30	6	180
	生介入浴支援加算	80	4	320
	生介処遇改善加算 I	621	1	621
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	6	144
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	6	90
	生介送迎加算 I	21	12	252
	生介送迎加算（重度）	28	12	336
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	6	1524
	生活介護 4 5 5・地公	804	6	4824
2	生介食事提供体制加算	30	3	90
	生介入浴支援加算	80	1	80
	生介処遇改善加算 I	158	1	158
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	3	72
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	3	45
	生介送迎加算 I	21	5	105
	生介送迎加算（重度）	28	5	140
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	3	762
	生活介護 4 1 4・地公	220	3	660

3	生介食事提供体制加算	30	12	360
	生介入浴支援加算	80	9	720
	生介処遇改善加算 I	1874	1	1874
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	14	336
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	15	225
	生介送迎加算 I	21	30	630
	生介送迎加算（重度）	28	30	840
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	15	3810
	生活介護 4 5 6・地公	1081	15	16215
4	生介初期加算	30	8	240
	生介食事提供体制加算	30	8	240
	生介処遇改善加算 I	620	1	620
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	8	192
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	8	120
	生介送迎加算 I	21	12	252
	生介送迎加算（重度）	28	12	336
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	8	2032
	生活介護 4 4 4・地公	395	1	395
	生活介護 4 5 4・地公	550	7	3850
5	生介入浴支援加算	80	6	480
	生介処遇改善加算 I	468	1	468
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	6	144
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	6	90
	生介送迎加算 I	21	12	252
	生介送迎加算（重度）	28	12	336
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	6	1524
	生活介護 4 5 3・地公	492	6	2952
6	生介食事提供体制加算	30	10	300
	生介入浴支援加算	80	8	640
	生介処遇改善加算 I	1236	1	1236
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	11	264
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	12	180
	生介送迎加算 I	21	24	504
	生介送迎加算（重度）	28	24	672
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	12	3048
	生活介護 4 5 5・地公	804	12	9648
7	生介食事提供体制加算	30	12	360
	生介入浴支援加算	80	7	560
	生介処遇改善加算 I	1536	1	1536
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	12	288
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	12	180
	生介欠席時対応加算	94	4	376
	生介送迎加算 I	21	24	504
	生介送迎加算（重度）	28	24	672
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	12	3048
	生活介護 4 5 6・地公	1081	12	12972
8	生介食事提供体制加算	30	8	240
	生介入浴支援加算	80	8	640

	生介処遇改善加算 I	553	1	553
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	8	192
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	8	120
	生介送迎加算 I	21	16	336
	生介送迎加算 (重度)	28	16	448
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	8	2032
	生活介護 4 4 3・地公	353	8	2824
9	生介食事提供体制加算	30	9	270
	生介入浴支援加算	80	2	160
	生介処遇改善加算 I	2334	1	2334
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	12	4320
	生介重度障害者支援加算 II 2	500	12	6000
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	11	264
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	12	180
	生介欠席時対応加算	94	4	376
	生介送迎加算 I	21	22	462
	生介送迎加算 (重度)	28	22	616
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	12	3048
	生活介護 4 5 6・地公	1081	7	7567
	生活介護 4 6 6・地公	1110	5	5550
	10	生介食事提供体制加算	30	15
生介入浴支援加算		80	6	480
生介処遇改善加算 I		1880	1	1880
生介常勤看護職員等配置加算 4		24	15	360
生介福祉専門職員配置等加算 I		15	15	225
生介送迎加算 I		21	30	630
生介送迎加算 (重度)		28	30	840
生介人員配置体制加算 I 2・地公		254	15	3810
生活介護 4 5 6・地公		1081	8	8648
生活介護 4 6 6・地公		1110	7	7770
11	生介食事提供体制加算	30	7	210
	生介入浴支援加算	80	4	320
	生介処遇改善加算 I	1945	1	1945
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	10	3600
	生介重度障害者支援加算 II 2	500	10	5000
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	10	240
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	10	150
	生介送迎加算 I	21	18	378
	生介送迎加算 (重度)	28	18	504
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	10	2540
	生活介護 4 5 6・地公	1081	1	1081
生活介護 4 6 6・地公	1110	9	9990	
12	生介食事提供体制加算	30	18	540
	生介処遇改善加算 I	2711	1	2711
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	18	6480
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	18	432
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	18	270
	生介送迎加算 I	21	35	735

	生介送迎加算（重度）	28	35	980	
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	18	4572	
	生活介護 4 5 6・地公	1081	18	19458	
13	生介食事提供体制加算	30	10	300	
	生介入浴支援加算	80	7	560	
	生介処遇改善加算 I	1582	1	1582	
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	13	312	
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	13	195	
	生介送迎加算 I	21	25	525	
	生介送迎加算（重度）	28	25	700	
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	13	3302	
	生活介護 4 3 6・地公	666	1	666	
	生活介護 4 5 6・地公	1081	12	12972	
	14	生介食事提供体制加算	30	15	450
		生介入浴支援加算	80	6	480
生介処遇改善加算 I		1137	1	1137	
生介常勤看護職員等配置加算 4		24	15	360	
生介福祉専門職員配置等加算 I		15	15	225	
生介送迎加算 I		21	30	630	
生介送迎加算（重度）		28	30	840	
生介人員配置体制加算 I 2・地公		254	15	3810	
生活介護 4 4 3・地公		353	1	353	
生活介護 4 5 3・地公		492	14	6888	
15	生介上限額管理加算	150	1	150	
	生介食事提供体制加算	30	4	120	
	生介処遇改善加算 I	331	1	331	
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	4	96	
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	4	60	
	生介送迎加算 I	21	8	168	
	生介送迎加算（重度）	28	8	224	
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	4	1016	
	生活介護 4 6 4・地公	564	4	2256	
16	生介食事提供体制加算	30	18	540	
	生介入浴支援加算	80	8	640	
	生介処遇改善加算 I	2251	1	2251	
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	18	432	
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	18	270	
	生介送迎加算 I	21	36	756	
	生介送迎加算（重度）	28	36	1008	
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	18	4572	
	生活介護 4 5 6・地公	1081	14	15134	
	生活介護 4 6 6・地公	1110	4	4440	
17	生介食事提供体制加算	30	8	240	
	生介入浴支援加算	80	4	320	
	生介処遇改善加算 I	624	1	624	
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	10	240	
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	11	165	
	生介送迎加算 I	21	22	462	

	生介送迎加算（重度）	28	22	616
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	11	2794
	生活介護 4 1 4・地公	220	4	880
	生活介護 4 2 4・地公	283	7	1981
18	生介食事提供体制加算	30	2	60
	生介処遇改善加算 I	321	1	321
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	3	72
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	3	45
	生介送迎加算 I	21	5	105
	生介送迎加算（重度）	28	5	140
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	3	762
	生活介護 4 2 6・地公	555	1	555
	生活介護 4 6 6・地公	1110	2	2220
		生介食事提供体制加算	30	7
19	生介処遇改善加算 I	3417	1	3417
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	18	6480
	生介重度障害者支援加算 II 2	500	18	9000
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	18	432
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	18	270
	生介送迎加算 I	21	36	756
	生介送迎加算（重度）	28	36	1008
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	18	4572
	生活介護 4 5 6・地公	1081	18	19458
		生介食事提供体制加算	30	7
20	生介入浴支援加算	80	7	560
	生介処遇改善加算 I	897	1	897
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	7	168
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	7	105
	生介送迎加算 I	21	14	294
	生介送迎加算（重度）	28	14	392
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	7	1778
	生活介護 4 5 6・地公	1081	7	7567
		生介入浴支援加算	80	4
21	生介処遇改善加算 I	1099	1	1099
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	9	216
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	9	135
	生介送迎加算 I	21	18	378
	生介送迎加算（重度）	28	18	504
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	9	2286
	生活介護 4 5 6・地公	1081	9	9729
	生介食事提供体制加算	30	8	240
22	生介処遇改善加算 I	1302	1	1302
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	11	264
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	11	165
	生介送迎加算 I	21	21	441
	生介送迎加算（重度）	28	21	588
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	11	2794
	生活介護 4 4 6・地公	777	1	777

	生活介護 4 5 6・地公	1081	10	10810
23	生介食事提供体制加算	30	8	240
	生介処遇改善加算 I	1503	1	1503
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	8	2880
	生介重度障害者支援加算 II 2	500	8	4000
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	8	192
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	8	120
	生介送迎加算 I	21	9	189
	生介送迎加算（重度）	28	9	252
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	8	2032
	生活介護 4 5 6・地公	1081	8	8648
24	生介食事提供体制加算	30	8	240
	生介処遇改善加算 I	1222	1	1222
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	8	2880
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	8	192
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	8	120
	生介欠席時対応加算	94	2	188
	生介送迎加算 I	21	16	336
	生介送迎加算（重度）	28	16	448
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	8	2032
	生活介護 4 5 6・地公	1081	8	8648
25	生介食事提供体制加算	30	8	240
	生介入浴支援加算	80	4	320
	生介処遇改善加算 I	1376	1	1376
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	11	264
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	11	165
	生介送迎加算 I	21	22	462
	生介送迎加算（重度）	28	22	616
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	11	2794
	生活介護 4 5 6・地公	1081	3	3243
	生活介護 4 6 6・地公	1110	8	8880
26	生介食事提供体制加算	30	6	180
	生介処遇改善加算 I	730	1	730
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	6	144
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	6	90
	生介送迎加算 I	21	12	252
	生介送迎加算（重度）	28	12	336
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	6	1524
	生活介護 4 5 6・地公	1081	6	6486
27	生介食事提供体制加算	30	4	120
	生介処遇改善加算 I	234	1	234
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	4	96
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	4	60
	生介送迎加算 I	21	8	168
	生介送迎加算（重度）	28	8	224
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	4	1016
生活介護 4 3 3・地公	302	4	1208	
28	生介食事提供体制加算	30	7	210

	生介入浴支援加算	80	7	560
	生介処遇改善加算 I	897	1	897
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	7	168
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	7	105
	生介送迎加算 I	21	14	294
	生介送迎加算 (重度)	28	14	392
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	7	1778
	生活介護 4 5 6・地公	1081	7	7567
29	生介処遇改善加算 I	568	1	568
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	6	144
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	6	90
	生介送迎加算 I	21	12	252
	生介送迎加算 (重度)	28	12	336
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	6	1524
	生活介護 4 4 6・地公	777	6	4662
30	生介食事提供体制加算	30	9	270
	生介入浴支援加算	80	3	240
	生介処遇改善加算 I	2139	1	2139
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	11	3960
	生介重度障害者支援加算 II 2	500	11	5500
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	9	216
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	11	165
	生介送迎加算 I	21	22	462
	生介送迎加算 (重度)	28	22	616
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	11	2794
	生活介護 4 5 6・地公	1081	1	1081
	生活介護 4 6 6・地公	1110	10	11100
31	生介食事提供体制加算	30	1	30
	生介処遇改善加算 I	105	1	105
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	1	24
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	1	15
	生介欠席時対応加算	94	1	94
	生介送迎加算 I	21	2	42
	生介送迎加算 (重度)	28	2	56
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	1	254
	生活介護 4 4 6・地公	777	1	777
32	生介処遇改善加算 I	362	1	362
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	6	144
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	6	90
	生介送迎加算 I	21	12	252
	生介送迎加算 (重度)	28	12	336
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	6	1524
	生活介護 4 4 3・地公	353	6	2118
33	生介食事提供体制加算	30	17	510
	生介処遇改善加算 I	3231	1	3231
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	17	6120
	生介重度障害者支援加算 II 2	500	17	8500
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	17	408

	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	17	255
	生介送迎加算 I	21	33	693
	生介送迎加算 (重度)	28	33	924
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	17	4318
	生活介護 4 4 6・地公	777	1	777
	生活介護 4 5 6・地公	1081	13	14053
	生活介護 4 6 6・地公	1110	3	3330
34	生介食事提供体制加算	30	15	450
	生介処遇改善加算 I	2337	1	2337
	生介重度障害者支援加算Ⅲ 2	400	16	6400
	生介重度障害者支援加算Ⅲ 1	180	16	2880
	生介常勤看護職員等配置加算 4	24	16	384
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	16	240
	生介送迎加算 I	21	32	672
	生介送迎加算 (重度)	28	32	896
	生介人員配置体制加算 I 2・地公	254	16	4064
	生活介護 4 5 5・地公	804	16	12864